

虐待・体罰は繰り返されるのか —教職課程履修者に対するアンケート調査分析—

頓所 千佳

1. 序論

虐待が起こる背景要因のひとつに「親に被虐待歴がある」⁽¹⁾があげられる。多くの場合、被虐待経験者にとって、保護者から受けた虐待の理不尽さを認識することは困難である。保護者からの行為を虐待と認識することは、保護者に非があったと認めることになってしまうので、その行為には意味があったと思いつくようになるのである。

本研究の目的は、以下の四つの問いを探求することにある。

第一に、家庭で行なわれる虐待は連鎖するのか。

第二に、学校で行なわれる体罰は連鎖するのか。

第三に、家庭で行なわれた虐待は、学校での体罰として連鎖するのか。

第四に、社会的虐待や経済的虐待は、子どもにも存在するのか。

被虐待経験のある親が自身の子にも虐待を行なうようになることを、虐待の世代間連鎖ととらえる。虐待の連鎖に関する先行研究としては、アリス・ミラー(2004)『闇からの目覚め』、信田さよ子(2008)『加害者は変わるか?—DVと虐待をみつめながら』、小木曾宏(2003)『Q&A 子ども虐待問題を知るための基礎知識』があり、それらを参考にした。

虐待の連鎖に関して、虐待を受けた子どもが、親になった際、自分の子どもに虐待を行なうようになるのか。また、体罰を受けた生徒が、教師となった際、生徒に体罰を行なうようになるのか。という2つの虐待の世代間連鎖の視点から質問紙を作成し調査し、その結果をもとに虐待・体罰について考察した。質問項目を構想する過程で、虐待と体罰の関係性、そして定義上、児童虐待には含まれていない社会的虐待と経済的虐待が子どもにも存在するのか、という2つの問いも項目として、とりいれることにした。

中谷瑾子・岩井宜子・中谷真樹(2003)『児童虐待と現代の家族』を、身体的虐待およびネグレクト、性的虐待に関して参考にした。身体的虐待を子どもの身体に触れる、触れないという観点から、接触型、非接触型とさらに区分している。心理的虐待についてはドロタ・イワニエク(2003)『情緒的虐待／ネグレクトを受けた子ども』を、社会的虐待、経済的虐待については鈴木隆文・麻鳥澄江(2008)『ドメスティック・バイオレンス』、石井朝子 編著(2009)『よくわかるDV 被害者への理解と支援』を参考にした。

2. 本研究の意義

本研究では、文献によって虐待の定義を把握し、それにもとづいた質問紙調査を行い、分析した。本研究の意義として、次の4点があげられる。

第一に、被虐待経験の有無とともに、自分が親、教師という立場になった際、その行為(虐待)を子どもや生徒に行なうかどうかについて、調査し、虐待・体罰の世代間連鎖について考察した。

第二に、調査対象が教職課程履修者であるということがあげられる。先に述べたように、対象者は、他の学生よりも虐待・体罰に対する意識が高いと考えられる。世代間連鎖とともに、また将来、教職につく者が、これらについてどのような意識を持っているのか、あきらかにした。

第三に、家庭での被虐待経験が、経験者が教師となった際、体罰という形であらわれることがあるのかどうか、調査結果をもとに推察した。

第四に、児童虐待の種類として一般的に定義されている「身体的虐待」「性的虐待」「心理的虐待」「ネグレクト」に加え、児童にとって「社会的虐待」「経済的虐待」にあたると思われる行為も対象とした。

3. 調査概要

1) 調査方法

2010年6月、大東文化大学に通う教職課程履修者125人に質問紙による調査を行なった。なお、最終回答数は71人(男性25人：女性46人)である。教職課程履修者であるため、将来、教師となり生徒に関わる者として、他の大学生に比べ虐待・体罰に関する知識を持っていると思われる。

調査票は「生育環境に関するアンケート」と題し、下記のような質問項目から構成されていた。なお、質問票を「生育環境に関するアンケート」と題したのは、「虐待」「体罰」という語を用いることによって、回答結果に回答者個人のバイアスがかかることを避けるためである。その旨は、実施後に事後用紙に記載し、回答者へ配布し周知した。

(1) 全回答者に共通する項目

- 1) 基本的項目：性別，所属，教職課程履修の有無
- 2) 被暴力経験の有無(55項目)：身体的暴力，ネグレクト，性的暴力，心理的暴力，社会的暴力，経済的暴力
- 3) 親となった際、子に暴力行為を行なうか否か(55項目)：質問項目は2)と同一のもの

(2) 被暴力経験者に限定して尋ねた項目

- a. 暴力の行為者(55項目)：父，母，兄弟姉妹，親類，教師，恋人，友人，他(複数回答)

可)

b. 被暴力経験時の所感(55項目)：自分のためだと思った、自分が悪かったので、仕方ないと思った ほか(選択式・複数回答可)

(3) 教職課程履修者に限定して尋ねた項目

教師となった際、生徒に暴力行為を行なうか否か(55項目)

質問紙は、複数の講義で配布し、同一の講義で設置した回収箱に提出する方法で回収した。

2) 集計方法

表1のような集計表を用い、各質問項目について、回答者の被暴力経験、親・教師となった際の意識の回答をひとつのまとまりとし、暴力の行為者(縦軸)と被暴力経験時の所感(横軸)の交差する箇所に数値を入力する形式で、集計した。その際、実施したアンケートの質問項目は、暴力の行為者によってDV(domestic violence：ドメスティック・バイオレンス)やいじめに該当するものである。本研究の目的である「虐待・体罰」との相関をみるため、暴力の行為者が「父」「母」「親類」「教師」であった場合のみを分析対象とした。また、ひとつの暴力行為に対して複数の行為者が回答されていた場合に関しても、行為数は1とした。

表1 集計表

			父	母	隣人	親類	教師	恋人	友人	他
YYY	1	a								
		b								
		c	1	1						
		d								
		他								
YNY		a								

3) 結果・考察

質問項目「3. 頭を叩かれたことがありますか」、「4. 顔を平手打ちされたことがありますか」二項目の身体的暴力(接触型)の数値比較から考察する。各項目における男女それぞれの回答数内訳は次のようであった。

「3. 頭を叩かれたことがありますか」

男性：回答者総数 25

YYY 2 YNY 1 YYN 7 YNN 5 NNN 5 NYN 0 NNY 0 NYY 0

女性：回答者総数 46

YYY 0 YNY 0 YYN 11 YNN 13 NNN 7 NYN 1 NNY 0 NYY 0

「4. 顔を平手打ちされたことがありますか」

男性：

YYY 1 YNY 0 YYN 2 YNN 2 NNN 11 NYN 1 NNY 0 NYY 0

女性：

YYY 0 YNY 0 YYN 2 YNN 11 NNN 21 NYN 0 NNY 0 NYY 0

注「YYY」等は「被暴力経験の有無・親となった際、子に暴力行為を行なうか否か・親となった際、子に暴力行為を行なうか否か」各項目に対する回答結果を列記したものである。なお、「Y」は「Yes」Nは「No」を表す。

これらをさらに、「a. 被虐待経験があり、将来、児童(子・生徒)に虐待を行なう」「b. 被虐待経験があり、将来、児童に虐待を行なわない」「c. 被虐待経験がなく、将来、児童に虐待を行なわない」「d. 被虐待経験がなく、将来、児童に虐待を行なう」という、世代間連鎖に注目した形で再度、集計した。その結果は、次のとおりであった。

「3. 頭を叩かれたことがありますか」

男性 a 10 b 5 c 5 d 0 女性 a 11 b 13 c 7 d 1

「4. 顔を平手打ちされたことがありますか」

男性 a 3 b 2 c 11 d 1 女性 a 2 b 11 c 21 d 0

このうち、世代間連鎖に関わるものとして、aとdの数値を比較する。質問項目「3. 頭を叩かれたことがありますか」では、男性がa 10:d 0、女性がa 11:d 1、「4. 顔を平手打ちされたことがありますか」では、男性がa 3:d 1、女性a 2:d 0と、どちらの項目も被虐待経験の方が被虐待経験のない者よりも「将来、児童に虐待を行なう」と回答していた。

また、各質問項目の行為者に「父」「母」「親類」「教師」のすべてがあげられており、それぞれの行為者の虐待の結果、被虐待経験者が「将来、児童に虐待を行なう」と回答していることがあきらかとなった。

このことから、虐待には世代間連鎖の傾向があると考えられる。留意点として、アンケート調査の対象者が教職課程履修者であり、虐待・体罰に関する法的な知識を他の学生より持っているということがあげられる。全体的な回答の傾向としても、「YYY」より「YYN」の回答数が多かった。

アンケート調査の回答のうち、質問項目「4. 顔を平手打ちされたことがありますか」において、回答者に虐待を行なったのは「母」のみであるが、「YYY(被虐待経験があり、子に虐待を行

ない、生徒に体罰を行なう)」と回答されているものがあつた。ここから、学校での生徒への体罰に、家庭での被虐待経験が関係している可能性があると考えることができる。

調査項目のうち、「52. 不当に交遊関係を制限されたことがありますか」を社会的虐待、「53. 給食費など、お金が必要な時にもらえなかったことがありますか」「54. 盗難があつた時、「お前がやったのだろう」と疑われたことがありますか」「55. 自分が稼いだお金を不当に使われたことがありますか」を経済的虐待の事例として、試験的にとりいれ、実施した。

これらの項目について、男性では「55. 自分が稼いだお金を不当に使われたことがありますか」において2人、女性では「52. 不当に交遊関係を制限されたことがありますか」において1人、少数ではあるが被虐待経験者があつた。この結果から、子どもにも社会的虐待・経済的虐待が行なわれているということがあきらかになった。

小木曾(2003)において、家庭で行なわれる虐待と区別し、社会で行なわれるいじめ等の虐待として「社会的虐待」が定義されている⁽²⁾が、本稿ではDVの社会的暴力の定義を参考とし、それらが児童に対して行なわれていることを「社会的虐待」としている。経済的虐待に関する質問項目「55. 自分が稼いだお金を不当に使われたことがありますか」については、「児童福祉法」、「労働基準法」⁽³⁾によって、日本では15歳未満の労働が禁止されている。また、「児童虐待の防止等に関する法律」⁽⁴⁾では、18歳未満を児童と定義している。これらのことを踏まえ、15歳以上18歳未満の児童に同設問の行為が行なわれた場合を「児童虐待」としてとらえている。

今回の調査で実施した55項目の暴力行為すべてに関して、No(経験がない)と回答した者はひとりもいなかった。このことから、程度の大小を省けば、大多数の人に被虐待経験があるということがいえる。また、虐待の種類としては、身体的虐待の経験を持つ者の割合が最も多かつた。

留意点として、質問項目のうち「親となつた際、子に暴力行為を行なうか否か」「教師となつた際、生徒に暴力行為を行なうか否か」については、あくまで意識調査であり、回答としては「暴力行為を行なわない」としていても、実際の場面になると身体が動いてしまうこともあり、必ずしも予見できるものではない、ということがあるであろう。

4. 結論

以上の結果・考察から、本研究の目的である四つの問いには、ひとまず以下のような結論を出すことができる。

家庭、学校それぞれにおいての虐待、体罰の世代間連鎖については、いずれにおいても世代間連鎖の傾向がある。

家庭で行なわれた虐待が、学校での体罰として連鎖することについては、該当する回答者があつたことから、連鎖している可能性があるといえる。

社会的虐待や経済的虐待が子どもにも存在するののかということについては、該当する回答者

があったことから、存在する。

今回、虐待の世代間連鎖について「傾向がある」と一応の結論を出したが、「親に被虐待経験がある」というのは、虐待の背景要因の一因に過ぎないことを再度、強調しておきたい。虐待や体罰は、被虐待経験の他さまざまな要因が重なり合って起こるものである。調査の結果において、被虐待経験のない者から「将来、児童に虐待を行なう」という回答が得られたことも、このことを物語っているといえるであろう。

今後の課題として、統計処理と分析範囲の検討があげられる。調査票作成にあたって、複数の文献を参考としたが、統計処理を前提に構成する必要がある。本稿では、身体的虐待に関わる項目の分析しか行なうことができなかった。そのため、今後は、他の項目の分析についても検討を行ない、考察を深めていきたいと考えている。

注

- (1) 小木曾宏 編著『Q&A 子ども虐待問題を知るための基礎知識』(株)明石書店, 2003, 143p
- (2) 小木曾宏 編著『Q&A 子ども虐待問題を知るための基礎知識』(株)明石書店, 2003, 32-33p
- (3) 労働基準法 第二条
- (4) 児童虐待の防止等に関する法律, 第六章 第五十六条 第一項

参考文献・参照 HP 資料

- 石井朝子 編著『よくわかる DV 被害者への理解と支援』明石書店, 2009
- ドロタ・イワニエク『情緒的虐待／ネグレクトを受けた子ども』明石書店, 2003(原著. 1995)
- 小木曾宏 編著『Q&A 子ども虐待問題を知るための基礎知識』明石書店, 2003
- 鈴木隆文・麻鳥澄江『ドメスティック・バイオレンス』教育史料出版会, 2008
- 中谷瑾子・岩井宜子・中谷真樹 編著『児童虐待と現代の家族』信山社出版, 2003
- 信田さよ子『加害者は変わるか? -DV と虐待をみつめながら』筑摩書房, 2008
- アリス・ミラー『闇からの目覚め』新曜社, 2004(原著. 2001)
- 森田ゆり『しつけと体罰』童話館出版, 2003
- 安富歩・本條晴一郎『ハラスメントは連鎖する』光文社, 2007
- <http://www.city.tagajo.miyagi.jp/kodomo/kosodate/ko-ko-youhogo.html>
- 多賀城市 虐待から子どもを守るために(宮城県多賀城市ホームページ)
- <http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/kodomo/files/gyakutaimanual.pdf>
- 活彩あおもり「市町村のための子ども虐待対策マニュアル」(青森県)